

訪問介護 重要事項説明書

＜令和 7 年 4 月 1 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 徳洲会
代 表 者 名	理事長 東上 震一
所在地・連絡先	(所在地) 大阪府大阪市北区梅田一丁目 3 番1-1200号 (電話) 06-6346-2888 (FAX) 06-6346-2889

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人徳洲会 宇治徳洲会介護センター 宇治徳洲会ヘルパーステーション
所在地・連絡先	(所在地) 京都府宇治市槇島町石橋63 (電話) 0774-81-0226 (FAX) 0774-25-2878
事業所番号	2611201597
管理者の氏名	池島 尊喜

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の 内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			業務の一元的な管理
サービス提供責任者	3		3			サービス提供の管理
訪問介護員	8		4		4	訪問介護の提供
事務職員	1		1			受付窓口 事務全般

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	宇治市小倉町・槇島町・伊勢田町
------------	-----------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：30～17：00

※営業しない日：土曜日・日曜日・祝日・12月31日～1月3日

サービス提供日	365日
サービス提供時間	8：00～22：00

3 サービスの内容

	種 類	内容・手順等
1 身体介護	食事介助	食事の介助（配膳から下膳まで含む）、見守り
	入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等
	排泄介助	おむつ交換、採尿器の介助、 トイレやポータブルトイレへの移動介助・見守り・誘導
	清拭	全身又は部分的に身体を拭く
	体位変換	体位交換を行う際の介助
	着脱介助	衣類の着脱の介助
	整容介助	日常的な行為としての身体整容
2 生活援助	買い物	生活必需品の買い物 (金銭管理は十分注意し、確認を得ながら行います)
	調 理	食事の調理・配膳・食後の後片付け、 食品の管理
	掃 除	日常生活に使用している部屋・台所・トイレ・風呂場等の掃除、 整理整頓等
	洗 濯	日常的な衣類の洗濯・乾燥・取り込み・整理
	寝具の管理	布団干し、シーツの交換等
3 その他	相 談	介護相談等

■ 訪問介護計画の作成及び評価等

担当のサービス提供責任者が、居宅サービス計画に基づき、ご利用者の直面している課題等を把握し、ご利用者の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。

その後計画内容について、ご利用者又はご家族に対して説明し、同意を得て、交付します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価した場合は、その結果を書面（サービス報告書）に記載してご利用者に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の利用者様の本人負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■訪問介護

サービス内容		サービス単位	地域区分：6級地 1単位：10.42円	
			サービス利用料	利用者負担額（1割）
身体介護	① 20分未満	163単位	1,698円／回	170円／回
	② 20分以上 30分未満	244単位	2,542円／回	255円／回
	③ 30分以上 1時間未満	387単位	4,032円／回	404円／回
	④ 1時間以上 1時間30分未満	567単位	5,908円／回	591円／回
	1時間30分以上から計算して30分を増すごとに加算			
	+82単位			
生活援助	① 20分以上 45分未満	179単位	1,865円／回	187円／回
	② 45分以上	220単位	2,292円／回	230円／回
身体介護と生活 援助の混在 (参考) 身体20分以上 30分未満 と混在	生活20分以上 45分未満	+65単位 (309単位)	3,219円／回	322円／回
	生活45分以上 70分未満	+130単位 (374単位)	3,898円／回	390円／回
	生活70分以上	+189単位 (439単位)	4,574円／回	458円／回

※20分以上の身体介護に引き続き生活介護援助を行う場合は、以下を加算します。

(身体介護②～④それぞれの単位数に以下の単位数を加算)

- ・20分以上45分未満の生活援助を行った場合：65単位を加算
- ・45分以上70分未満の生活援助を行った場合：130単位を加算
- ・70分以上の生活援助を行った場合：189単位を加算

■訪問介護加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。
2人の訪問介護員等が訪問する場合 （ご利用者の身体的理由もしくは暴力行為 等の事情があり、かつ、ご利用者又はそのご 家族等の同意を得る）	上記の額の2倍となります。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき所定単位数の合計に24.5%加算します。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき所定単位数の合計に22.4%加算します。
特定事業所加算（Ⅱ）	1月につき所定単位数の合計に10.0%加算します。

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額（1割）	内 容
初回加算	200単位	2,084円／月	208円／月	・ サービス提供責任者が新規に訪問介護計画を作成し、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に同行した場合（訪問介護を行った場合） ・ 要介護者が2区分以上に変更になった場合 ・ 2ヶ月以上サービスが無くその後再開した場合
緊急時 訪問介護加算	100単位	1,042円／回	104円／回	計画に位置付けられておらず、利用者（家族）からの要請があり、24時間以内に身体介護が中心の訪問介護を行った場合 （1回の要請に1回を限度）

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km未満	250円
通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km以上	500円

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者の負担となります。

■キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、ご利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日17時までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日、サービス提供時間までに連絡があった場合	サービス利用料金の1割
利用日の当日、サービス提供時間までに連絡がなかった場合	サービス利用料金の全額

■利用料等のお支払方法

お支払いは、原則、自動引き落としでのお支払いとなります。

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、引き落とし日（26日、銀行が休業日の場合は翌営業日）までに入金をお願いいたします。また、手続きが間に合わない等の場合は、下記口座へお振込み下さい。お振込みの場合は、月末締めにて入金確認後、領収証を発行し郵送又は持参いたします。

三井住友銀行	ぼたん支店
普通預金	口座番号 (3790610)
口座名義	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にあるご利用者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

ご利用者が要介護状態の場合においても、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 相談窓口	窓口責任者 管理者 池島 尊喜 受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00 祝日・12月31日～1月3日は除く 連絡先 電話：0774-81-0226 FAX：0774-25-2878 面接 事務所内、相談室 苦情箱 事務所入り口に設置
宇治市役所 介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号：0774-22-3141（代表） FAX：0774-21-0406
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～12：00 13：00～17：00 電話番号：075-354-9090（直通） FAX：075-354-9055

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかにご利用者の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に連絡を行います。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 池島 尊喜

- （2）成年後見制度の利用を支援します。
- （3）苦情解決体制を整備しています。
- （4）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修を実施します。

10 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた

めのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- ※ 事業所が得たご利用者及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

12 提供する第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無：無
- (2) 実施した直近の年月日：無
- (3) 実施した評価機関の名称：無
- (4) 評価機関の開示状況：無

13 ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記はご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務改善計画を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連携を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

15 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかわる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の設備、研修を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

■担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は、_____ですが、やむを得ない事由で
変更する場合は、事前に連絡を致します。

